

事務局職員旅費規程

社団法人私立大学情報教育協会
第 1 回理事会制定
第 38 回理事会変更
第 157 回理事会変更
公益社団法人私立大学情報教育協会
平成 23 年 4 月 1 日施行
第 35 回理事会一部変更

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人私立大学情報教育協会（以下「この法人」という。）の業務遂行上、この法人の事務局職員（嘱託職員を含む。以下「職員」という。）が出張する場合の旅費の支給に関する事項を定めたものである。

(出張の種類)

第 2 条 職員の業務遂行上の出張は、次の各号により区分する。

- 一 在勤地から 50 キロメートル以上の地に出張する場合。
- 二 在勤地から 50 キロメートル未満の地（東京都内を含む）に出張する場合で、宿泊を伴うもの。
- 三 在勤地から 50 キロメートル未満の地（東京都内を含む）に出張する場合で、宿泊を伴わないもの。

2 前項各号に規定する距離数は、利用鉄道路線及びバス路線の距離数による。

(出張手続き)

第 3 条 前条第 1 項第一号及び第二号に規定する出張は、予め所定の申請書により所属長の決裁を経て、事務局長の許可又は命令を受けなければならない。

2 前条第 1 項第三号に規定する出張は、予め所属長の承認又は指示を受けなければならない。

(旅費の支給)

第 4 条 職員が出張を命ぜられた場合には、当該出張にかかる旅費を支給する。

(旅費の種類)

第 5 条 旅費の種類は、出張に要する交通費（鉄道運賃、航空運賃、船賃、諸車賃等）、宿泊費及び日当とする。

2 諸車賃とは、電車、バス、タクシーの料金をいう。

(交通費)

第 6 条 交通費は、次の各号に定める基準により、原則として最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法による計算に基づき支給する。

- 一 第 2 条第 1 項第一号に規定する出張で、1 回の乗車距離が 500 キロメートル以上の場合、

管理職員は、運賃、特急料金又は指定料金、グリーン料金。

一般職員は、運賃、特急料金又は指定料金。

- 二 第2条第1項第一号に規定する出張で、1回の乗車距離が500キロメートル未満で50キロメートル以上の場合、
管理職員は、運賃、特急料金又は指定料金、グリーン料金。
一般職員は、運賃、特急料金又は指定料金。
- 三 1回の乗車距離が50キロメートル未満の場合、
運賃を支給。但し、管理職員は、1回の乗車時間が1時間を越える場合に限り、グリーン料金を支給。
- 2 前項の規定にかかわらず、合理的かつ経済的であると認められた場合には、航空運賃を支給する。
- 3 夜行列車を利用することが必要であると認められた場合には、次の各号に定める基準により、寝台料金を支給する。
管理職員は、A寝台下段の料金。
一般職員は、B寝台下段の料金。
- 4 諸車賃は、必要と認められた場合に実費精算により支給する。

(宿泊費)

第7条 宿泊費は、宿泊日数に応じて、「別表」に定める基準により支給する。但し、上級者の随行、会議及び合宿研修その他やむを得ない事由があると認められた場合には、支給基準を超えて支給することができる。

(日当)

第8条 日当は、第2条第1項第一号に規定する出張の場合に、出張した日数に応じて、「別表」に定める支給基準により支給する。

(併給の禁止)

- 第9条 次の各号に該当する場合には、その部分の旅費の一部又は全部を支給しない。
- 一 講習会、研修会等に参加するための出張において、会費中に宿泊費その他が含まれている場合。
 - 二 この法人以外から旅費の支給を受けて出張する場合。
但し、その旅費が、この規程に定める旅費より少ない場合にはその差額を支給。

(旅費の概算前払い及び精算)

- 第10条 出張者は、必要に応じて旅費の概算前払いを受けることができる。
- 2 前項の概算前払いの精算は、出張より帰任後速やかに行わなければならない。
 - 3 前項の精算は、出張旅費精算申告書により行うものとし、宿泊費、タクシー料金等については領収書を添付しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、諸車賃の精算については、やむを得ない事由がある場合に限り、出張者の支払申告書によることができる。

(国外出張)

第11条 国外出張の場合には、その都度会長が定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成4年6月29日から施行する。
- 2 第6条第1項第一号から三号及び第3項の改正規定は、平成22年7月31日から施行する。
- 3 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

[別表]

職位	標準宿泊費	日当
事務局長	15,000円	6,000円
事務局長補佐	14,000円	5,500円
事務局長補佐心得	14,000円	5,500円
主幹(課長)	13,000円	5,000円
主幹補佐(課長補佐)	13,000円	4,500円
係長	13,000円	4,000円
一般職員	12,000円	3,500円

- 4 変更後の規程は、平成27年4月25日から施行する。